
- 〇12月の犯罪被害例
- ○ベルギーで生活を始められる方へ(在留届の提出)
- 〇引っ越し、又はご帰国される方へ(在留届の変更・抹消届)
- ○ご来館前の事前確認のお願い
- 〇戸籍謄(抄)本へのアポスティーユ添付
- 〇在留邦人数及び日系企業数 (調査結果)

〇12月の犯罪被害例

昨年12月中に大使館に届けられた邦人の犯罪被害の件数は、21件であり、2011年の被害届出合計数は、12月末現在、197件(昨年同期比:+49)となっています。

今月のコメント!:

- ※ SCHUMAN駅を出たところで、白昼の首絞め強盗が発生しています。日曜日ということもあり、周囲に人気が無くなった瞬間を狙われた模様ですので、日中であっても油断は禁物です。
- ※ 在留邦人の自宅アパートや職場への空き巣が3件報告されています。侵入されそうな箇所の再 点検をお勧めします。また、被害を最小限にするため、貴重品の分散管理もお勧めします。

破壊されやすい木製扉等は要注意です。

【 被 害 届 分 析 表 】 及 び 【 被 害 例 】 は こ ち ら (http://www.be.emb-japan.go.jp/document/higaijirei_2011_12.pdf) をご覧ください。

〇ベルギーで生活を始められる方へ(在留届の提出)

在留届は、テロや自然災害等の緊急事態が発生した際の安否確認や、事件・事故等に遭われた際の支援などを行う際に必要です。ベルギーに来られ、未だ未提出の方は早急に「在留届」 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/image/zairyu.pdf) を大使館領事部宛送付してください。郵送またはファックスのほかインターネットによる届出 (ORR ネット) (http://www.ezairyu.mofa.go.jp/) も可能です。

〇引っ越し、又は帰国される方へ(在留届の変更・抹消届)

ベルギー国内での転居、婚姻、出生、家族の到着など「在留届」の記載事項に変更があったとき

<u>や帰国・転勤するとき</u>には、「在留届の変更・抹消届」 (http://www.be.emb-japan.go.jp/document/zairyu_henkou.pdf) を郵送またはファックスで大使館領事部宛送付してください。

○ご来館前の事前確認のお願い

各種申請のためご来館される場合は、当館ホームページ「領事部案内」(http://www.be.emb-ja pan.go.jp/japanese/consular_j/index.html)又は領事部宛電話にて以下の点をご確認下さい。各種制度の変更や手続きの緩和等により、所要日数や必要書類が異なっていたり、郵送申請又は郵送受領ができる場合もあります。

- ・来館予定日が休館日でないか。
- ・申請に必要な書類は正しいか。
- 所要日数は何日か。
- ・本人の出頭が必要か。

〇戸籍謄(抄)本へのアポスティーユ添付

事前に査証を取得せず、当地のコミューンにて滞在許可証(ID)を申請される場合、(例:後からご到着の駐在員ご家族、ベルギー人との同居、婚姻手続き等)、必要書類とされる戸籍謄(抄)本の抜粋証明(出生、独身、婚姻等)には、原則、日本国外務省の発行するアポスティーユ(公印確認)の添付が要求されております。日本より戸籍謄(抄)本を取り寄せる、又は日本で取得の上、持参される場合は、アポスティーユの添付を行ってください。アポスティーユが添付されていない戸籍謄(抄)本に基づいた当館作成済みの出生証明や婚姻証明等には、改めてアポスティーユを添付することはできませんので、ご注意ください。

なお、ベルギーにて出産する際に、病院側に提出する婚姻証明書を戸籍謄本から作成する場合に は、アポスティーユの添付は必要ありません。

〇在留邦人数及び
 日系企業数 (調査結果)

日本国外務省では、毎年10月1日現在で海外に在留する邦人数等の調査を実施しています。当館で調査した平成23年度のベルギーにおける在留邦人数等についてお知らせいたします。

(http://www.be.emb-japan.go.jp/document/houjin 2011.pdf)